

平成30年度 第2回 三浦市都市計画マスタープラン検討小委員会議事録

- 1 日 時 平成30年8月23日(木) 15時00分～16時30分
- 2 場 所 三浦市役所 第2分館 1階 第3会合室
- 3 議案
(1) 議案1 三浦市都市計画マスタープランの見直しについて
- 4 出席者
(1) 委 員 大沢委員、中島委員、草間委員、岬委員(久保委員の代理)、鈴木(明)委員、渡邊委員、鈴木(清)[7名出席]

(2) 事務局 小田切都市政策担当課長、深瀬GL、石渡主査、小鮎主事補

(3) 傍聴人 0名
- 5 議案等関係資料
(1) 議案1 「三浦市都市計画マスタープランの見直しについて」関係資料
- 6 議 事
 - ・ 定刻に至り、司会(小田切都市政策担当課長)より、本日の資料に係る説明後、開会を宣言しました。
 - ・ 出席者が半数(7名中7名出席)に達し、三浦市都市計画審議会条例の規定を準用し、本小委員会が成立していることを報告しました。
 - ・ 傍聴について、申し出はありませんでした。全ての議案を公開する旨を報告しました。
 - ・ 三浦市都市計画審議会条例の規定を準用し、中島委員長が議長となりました。
 - ・ 中島委員長より、議事録の署名委員として、鈴木(明)委員と鈴木(清)委員を指名しました。

一議案一

議案1 三浦市都市計画マスタープランの見直しについて

・事務局より次の説明を行いました。

【事務局】

それでは、議案1 三浦市都市計画マスタープランの見直しについて、ご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

前回の平成30年度第1回小委員会では、全体構成改訂案に基づき作成した、序章から第2章についてご説明し、ご意見をいただきました。また、その後、平成30年度第1回都市計画審議会において、小委員会の概要をご説明し、ご意見をいただきました。

本日は、いただいたご意見を反映させた序章から第2章の主な修正内容を報告させていただいた後、見直し案を作成した第3章についてご説明し、ご意見をいただきたいと考えています。

資料につきましては、事前に配布させていただいております。「冊子イメージ案」及び「第3章 都市づくりの方針見直し案」でございます。不足等ございましたら、お声掛けください。

それでは、説明を続けさせていただきます。スクリーンをご覧ください。

はじめに、序章から第2章の主な修正内容でございます。

序章に記載しております「都市計画マスタープランの位置づけ」について、市民の方にも理解しやすいよう、内容説明を追加いたしました。次に、「第1章 現況と課題」のうち「人口動態」において、人口の増減率がわかる図を挿入いたしました。

次に、「防災」において、近年、三浦市で発生した災害等について、記載を追加いたしました。

次に、「都市づくりの課題：三浦市の持つ資産の継承」において、三浦が持つ「食」のブランドについて、記載を追加いたしました。

次に、「第2章 都市づくりの目標」において、「もてなしの都市づくり」に「市民自らが楽しみ豊かな生活を送ることが資産に磨きをかけることにつながる」ことを追加し、タイトルを「人を惹きつける魅力がある都市づくり」に修正いたしました。

また、「将来都市構造」の「地域交流核」に、「三崎口交流核」を追加いたしました。なお、こちらにつきましては、総合計画での位置づけとの関係性について関係課より意見が出ているため、現在調整しているところでございます。

主な修正内容は以上です。

次に、見直し案を作成した「第3章 都市づくりの方針」でございます。

はじめに、第1章から構築してきた構成について、その概要をご説明いたします。

「現況と課題」において整理した7つの「都市づくりの課題と今後の方向性」から、「都市づくりの目標」を設定し、設定した4つの「都市づくりの目標」の実現に向けて、「都市づくりの方針」を設定いたします。この「都市づくりの方針」は、現行の都市計画マスタープランでは、土地利用、都市基盤、都市環境等の3つの項目に分類していましたが全体構成の見直しにより、「都市環境等の方針」の中に記載されていた、防災機能強化、産業活性化、交流活性化を都市防災、都市の活性化として、それぞれ方針として独立させ、5つの項目に分類することとし、「第2章 都市づくりの目標」で掲げた4つの目標の実現に向けて、土地利用・都市基盤・都市環境・都市防災・都市の活性化5つの都市づくりの方針を設定するため、見直し案を検討いたしました。

この見直し案の検討にあたり、行った作業についてご説明いたします。資料「第3章 都市づくりの方針見直し案」をご用意ください。

各種方針の見直し案の検討にあたり、これまでまとめてきた改訂後の変化等を踏まえて、現行の都市計画マスタープランのチェックを行い、アクションとして、「継続」・「時点修正」・「見直し」のいずれかの評価をした上で、プランとして、見直し案を作成するPDCAを実施いたしました。なお、新たに追加した内容については、評価の部分を「新規」としております。

只今ご説明した内容は、資料で言うと、右から3つの項目となります。これから、上から順に、この3つの項目、チェック、アクション、プランについて、その概要をご説明していきます。

はじめに、「1 土地利用の方針」における「用途地域の見直し」については、三崎高等学校跡地において、再開発等促進区を定める地区計画を都市計画決定いたしました。都市計画運用指針では、「地区内の用途変更が一定程度進んだ段階で用途変更することが望ましい」とされており、今後、用途地域の見直しが想定されますので、再開発等促進区における土地利用を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていくことを記載する時点修正をいたしました。

「高度地区の指定」については、本方針に基づき、都市計画決定をいたしましたので、今後は、必要に応じて見直しをしていくことを記載する時点修正をいたしました。

「地区計画の活用」については、地区計画の変更を想定している案件があることから、必要に応じて適正な見直しを行っていくことを追加する時点修正をいたしました。

「市街化編入の検討」、「都市的土地利用」については、現行制度において市街化編入は難しく、検討も進めることができていない状況ではございますが、駅周辺等については、都市的土地利用が図られるべき地域という認識に変わり

はないことから、引き続き、都市的土地利用が図られるよう検討を継続してまいります。

「低・未利用地の利活用」については、市内において、複数の大規模な低・未利用地が存在しており、市全体の活性化につながる土地利用が望まれ、また、公共施設の統廃合や規模縮小等を進めるなかでの跡地活用については、周辺状況や市の施策を踏まえ、土地処分や活用方策について検討する必要があることから、新たに方針に追加いたします。

次に、「2 都市基盤の方針」でございます。

「主要幹線道路」については、災害時に備えた多重性の確保の観点からも三浦縦貫道路などの主要幹線道路の早期整備の必要性がより高まっておりますので、その内容を追加する時点修正をいたしました。

「幹線道路」については、整備の進捗状況に合わせた時点修正を行うほか、県道 26 号横須賀三崎の渋滞対策として、バスベイの設置や県道 215 号への誘導について記載を追加するなどの時点修正をいたしました。

「補助幹線道路」については、長寿命化計画を立て、適宜、点検・補修を行っていくことや、避難路及び観光客の散策路となる道路等については、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮することについて、記載を追加するなどの時点修正をいたしました。

「都市計画道路」については、本方針に基づき、都市計画道路の見直しを実施し、都市計画変更を行いました。中長期的な取組として、引き続き地域の実情に応じた見直しを行っていくため、時点修正をいたしました。

「公共交通」のうち「鉄道」については、延伸を求める市の姿勢に変わりはありませんが、引き続き、鉄道事業者への要望も続けてまいります。鉄道事業者の延伸計画は凍結されておりますので、その状況の変化を反映させる時点修正をいたします。

「駅前広場」については、交通の安全と円滑化は、課題解決には至っていない状況にあり、引き続き、取り組みを継続してまいります。

「バス交通」については、人口減少、高齢化が進み、公共交通の維持が難しくなっていくことから、利便性の向上に加え、公共交通の確保への取組を追加する見直しをいたしました。

「都市公園」については、財政状況が厳しく、方針として掲げた都市公園の整備は進められていない状況にありますが、都市緑地法等の一部改正に伴い、公民連携の可能性を検討していく見直しをいたしました。

「下水道」については、公共下水道の効率的な運営について、新たな運営方式の検討を始めています。また、西部処理区・南部処理区の排水処理方針を策定し、西部処理区については、平成 37 年度着手に向け検討を進め、南部処理区

については、当面事業着手が厳しいため、東部処理区への取り込みや合併処理浄化槽への転換を進めるといった事業の進捗にあわせた見直しをいたしました。

「汚物処理場」については、新たにバイオマスセンターの稼働はできましたが、旧三浦市し尿処理場の解体、都市計画区域の変更について、課題解決に至っていないため、時点修正をいたしました。

「ごみ処理場」については、ごみ処理の広域化に向け、より一層ごみの減量化・資源化を推進していく時点修正をいたしました。

「市場」については、都市計画マスタープランの追加明示を経て、市場の都市計画決定をいたしました。今後の取組としては、引き続き三崎漁港の高度衛生管理化を進めていくため内容を時点修正いたしました。

次に、「3 都市環境の方針」でございます。

「景観形成」については、景観資源の保全、景観資源の発掘などを推進するため、景観計画を策定いたしました。今後は、策定した景観計画に基づき、取組を進めてまいりますので、時点修正をいたしました。

「自然環境保全」のうち「風致地区」については、本方針に基づき、風致地区の見直し方針を策定し、都市計画変更を行いました。今後は、見直し方針に基づき、適正な自然環境保全を進めてまいりますので、時点修正をいたしました。

「生産緑地地区」については、生産緑地法の改正を踏まえ、農地等の持つ多様な機能の維持、農業経営の安定化につながる農業振興施策との連携に取り組んでいくため、見直しをいたしました。

「近郊緑地保全区域等」については、本方針に基づき、小網代の森を近郊緑地特別保全地区に指定したことに伴う時点修正をいたしました。

「自然環境保全地域」については、本方針に基づき、これまでと同様、指定を継続してまいります。

「居住環境形成」については、これまでの方針を踏襲しつつ、空き家や土砂流出といった課題への対応や子育て賃貸住宅の整備といった転出抑制・転入促進への取組など新たな視点を導入した見直しをいたしました。

次に、「4 都市防災の方針」でございます。

「地震・津波対策」については、東日本大震災、糸魚川の大火などにより、防災・減災対策の重要性が顕在化しており、被害想定等を踏まえ、取り組みをより強化していく必要があるため、見直しされた地域防災計画に基づき、記載内容を充実する見直しをいたしました。

「風水害対策」については、これまで記載はございませんでしたが、大雨や暴風に伴う倒木や土砂流入等に加え、高波・高潮に伴う浸水等により多くの被害を受けており、被害想定等を踏まえ、取り組みをより強化していく必要があることから、新たに方針として追加いたしました。

「密集市街地」については、課題としては認識しているものの、具体的な取組はできていない状況ではございますが、必要な取組ですので、本方針を継続していきたいと考えています。

次に、「5 都市の活性化の方針」でございます。

「産業活性化」のうち「新たな産業の立地」については、現行の都市計画マスタープランで想定していた二町谷地区への新たな産業の立地が進展を見せており、それ以外にも、引橋地区や入江地区などにおいても進展が見込まれることから、引き続き、継続して取組を進めてまいります。

「駅周辺の活性化」については、駅前広場を含め、まだまだ活性化が図られていない状況です。三浦海岸・三崎口の両駅は、商業機能に加え、市の玄関口として相応しい、にぎわいを創出していく必要があることから、その記載を追加する見直しをいたしました。

「三崎下町商店街」については、新たな店舗の進出が増えており、新たな観光資源としての活用が期待されていることから、このまま継続していきたいと考えています。

「交流活性化」のうち「新たな観光資源」については、観光客数は近年増加傾向にあるなかで、魅力ある観光地としてあり続けるためには、新たな観光資源の掘り起こしは必要不可欠であることから、このまま本方針を継続していきたいと考えています。

「産業を媒体とした交流施設」については、新たな施設等の誘導までには至っておりませんが、既存施設を活用した交流の活性化は図られているため、その状況を反映する時点修正いたしました。

「交流のネットワーク形成」のうち「散策ルート」については、レンタサイクル事業の推進により、サイクリングマップの作成もされ、散策ルートの活用が進められていることからこのまま本方針を継続していきたいと考えています。

「駐車場」については、城ヶ島において、駐車場の利便性の向上が図られた実態もあり、交流促進のため、引き続き取組が必要であることからこのまま本方針を継続していきたいと考えています。

「周遊観光の促進」については、交流人口による地域の活性化には、市内の各エリアの多様な資産を周遊してもらうことが必要であることから新たに方針として追加いたしました。

説明は以上でございます。なお、今回の小委員会では、最後の第4章までご提示する予定でしたが、現在、見直し案を作成中でございます。今回は、ここまでの内容についてご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございます。盛沢山ではありますが、序章から第2章については、前回議論したことの反映、第3章については、新たな見直し案が提示されましたので、どこからでも結構でございますので、ご意見ご質問等、ご発言をお願いしたいと思います。

【鈴木（明）委員】

第3章のところで、気になったところを幾つか質問させていただきます。

まず、「バス交通」のところで、利便性の向上ということで、人口減少、高齢化、観光客の増加というようなことが、見直しの大きな視点になるのかなと思うのですが、資料の記載内容に、バス便の増発や乗継の良さはあるのですが、バス路線の見直しということは意図していないのかどうか。特に、観光ということがこれからメインになってくるとなると、観光客のニーズに合わせた新たな路線開発が必要になってくるのではないかという気がしているので、路線の関係も少し考えた方がいいのかなという気がいたします。

それから、「市場」についてですが、市場だけで言っているのですが、市場だけではなくて、むしろ三崎漁港エリア、漁港区域をどうするかという話もやっぱり大きな話だと思うのです。都市計画の中で漁港区域だけの記載があまりない、特に三崎漁港の県が管轄しているエリアですね。あそこは、高度衛生管理の市場ができたことによって、あの周辺、再整備をしていかなければいけないのだらうと思うのですが、周辺の準工業地域等も含めて、市場だけでなく漁港エリアを全体として、県の漁港整備計画等に沿った形で、何か記載していった方が良いのではないかと、そんな気がしました。

それから、「産業活性化」のなかで、下町商店街のところで、書くことが良いのかどうかというところなのですが、三崎港のバス停の見直しというか再整備というのが大きな課題、また、ボードウォークも含めて、これも漁港区域に係る部分もあるかと思うのですが、下町の商店街の活性化においては、「新たな観光資源としての活躍が期待される」とチェックとしては入っているのですが、そうなれば当然、玄関口というか、入り口となるバス停周辺、あの辺の整備も考えていかなければいけないのではないかと、商店街エリア全体を再整備していくというような書きの方が良いのかなという感じがします。

それから、「交流活性化」の中の「新たな観光機能の誘導」のところですけども、チェックの中に城ヶ島で進んでいる観光の核づくり、城ヶ島・下町エリアで、今、県の支援を受けて進んでいる観光の核づくりの話が入っていません。前に、風致の見直しをやった時に、城ヶ島の商店街エリア等をどうするかとか、あの辺は、核づくりの流れを見て今後検討するというような形で仕切った部分もあったのではないかと、この風に思っておりまして、また、城ヶ島エリアにつ

いては、新たな観光施設というわけではないのでしようけれども、京急が、今、ホテルの建て替えを検討しているとか、また、新たな動きもあるように聞いていますので、都市公園のところにも関わってくる話もありますので、この辺も含めて、観光の核づくりを意識した書き方が必要なのではないかなという気がしました。

私が、気がついたところは、以上です。

【議長】

ありがとうございます。4点ご発言していただいているのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

順次、事務局の考え方をお話していきたいと思います。

まず、最初にいただきました「バス交通」の具体的な方策についてでございます。

現状、今回示させていただいた今後のプランで、バスの運行を維持する取り組み、それから利便性向上を図るための取り組みの2つについて方針は示しているところでございます。

しかし、委員からご指摘があった路線の見直しであるとか、バス便の増発などといった具体的な方策が、ここには記載されておりませんが、路線の見直しを全く排除しているということではなく、維持と利便性向上に必要な方策も含めて、今後具体化を進めていきたいと考えております。

それから、2番目の「市場」についてでございます。

市場の高度衛生管理に特化した書き方をしておりますが、三崎漁港は、特定第3種漁港ということで、非常にグレードの高い公共施設でございますので、委員のご指摘のとおり、県の諸計画での取り組みの方向性がどういった方向に向いているのか、また、本都市計画マスタープランとの整合性をいかにして図るべきなのか、一度勉強させていただいて、必要に応じて記載を修正していきたいと考えております。

それから、3番目の「産業活性化」でございます。

「産業活性化」の中で、三崎下町エリアの活性化がございしますが、ご指摘のように、三崎港のバス停、これは都市計画道路の広場という位置づけをしており、今、こちらについては、具体的に施設を管理している県の横須賀土木事務所や市の観光商工課、水産課、土木課、都市計画課などで構成する検討会を開催しております。具体的に、あの辺り一帯の商業施設の活性化を含め、交通安全の観点から、どのような広場の再構築ができるかということ、最近では京急にも入っていただき、更には警察にもご協力いただきながら、意見交換を

交わしているところでございます。ですので、そういった検討会での進展を見ながら、必要に応じて記載について検討をしていきたいと考えております。

それから、4番目の「交流活性化」の中の「新たな観光機能の誘導」についてでございます。

ご意見いただいたとおり、県の新たな観光の核づくり事業ということで、様々な方策が進められている中で、城ヶ島の京急ホテルの改築の話も、今、京急の方で検討を進めていると聞いております。今後、新たな観光の核づくりとの整合を図る内容が浮彫になってくると思いますので、京急の動向や事業の進捗などを所管課に確認しつつ、「産業活性化」と同様に、必要に応じて適切な方向性を記載できるよう、検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

【議長】

はい、ありがとうございます。

「市場」における漁港区域の話は、「都市基盤」というよりも「産業活性化」の中で触れるということですかね。やはり、三浦の重要な産業基盤のある場所ということだと思っております。

【事務局】

今、委員長のおっしゃられたとおり、「市場」は、大項目でいうと「2 都市基盤の方針」にあたります。こちらについては、施設系のラインナップになっておりますので、ここでは「市場」という括りの中で、市場施設を中心とした書きぶりを整理させていただいております。

鈴木（明）委員からご指摘いただいた、漁港区域の話は、エリアの話になりますので、「土地利用」の部分で触れるか、水産業という「産業」の中で触れるか、どちらか選択の余地はあるかと思っておりますが、委員長、鈴木（明）委員が言われましたとおり、漁港区域の件については、「産業活性化」の中で、整理をしていければと考えております。

【議長】

三崎下町の楽しく歩ける商店街づくりというのは、今、議論のあったバス停のところもありますが、もう少し周囲まで含めて、上手く漁港区域の方とかまで含めた中で変えていけると良いですね。少し表現の仕方を、周囲も含めてみたいな言葉が入ったら、広場の位置づけや整備についても、やり易くなるのではないのでしょうか。

【事務局】

この広場は、バスの乗り降りをする場所になっていて、うらりに向かったり、下町に向かったり、交通のハブになっています。そういった場所ですが、今は、道路が渡りづらくなっています。そういった交通安全上の課題をいかに解消して、それぞれの地域に行き易くするかという観点で検討を進めておりますので、そういった事を反映できればと思います。

【議長】

かなり具体的なお指摘を重ねていただいたところですが、他にはいかがでしょうか。

【大沢委員】

先程の鈴木（明）委員と重なる部分があるのですが、「公共交通」の括りの中で、「鉄道」と「バス交通」の間に「駅前広場」がありますが、本当にここで良いのでしょうか。「駅前広場」は、本来の意味では広場ですし、都市計画のなかでは、道路の一部だったり、街路の一部だったりすることもありますし、もしかしたら「道路」の一部に含んでもいいのかもしれない。「駅前広場」という言葉が良いか悪いかという議論はあるのですけれども、「交通結節拠点」として、三浦海岸駅・三崎口駅だけでなく、三崎のバス広場も含めたエリアの交通安全の円滑化をどうするかというまとめをした方が、「公共交通」という括りでは良いのかなと思った次第です。

それから、今回追加されました「風水害対策」のところで、色々プランが書いてあるのですが、上手く整理できているのか少し気になりました。一番分かり易いのは、「風水害対策」の一番下に、「既成市街地については、市街地再開発事業、住環境整備事業、地区計画の適用等により、良好な市街地の形成を促進します。」とありますが、これは、「密集市街地」にあってはいけない項目なのか。また、「地震・津波対策」にあってはいけない項目なのか。「風水害対策」のところにだけ記載されている理由が少し不明です。また、「街区内に、公園やコミュニティ防災拠点の整備を図り」と書いてあるのですが、「密集市街地」にあってはいけないのか、もしかしたら「密集市街地」に必要な展開かもしれない等、「地震・津波対策」・「風水害対策」・「密集市街地」の3つに分けたのであれば、それぞれの対策として適正なのかどうなのかということについて、少し整理が必要なのではないかと、少しまだ生煮えなのかなと思った次第です。

あともう1つ、「風水害対策」の中で、「市街地再開発事業」と明記してあるのですが、本当に「市街地再開発事業」をやるのかどうか。防災街区整備事業などを全部含めて、「市街地開発事業」という表現にまとめて「再」を無くしても良いということかもしれないのですが、「市街地再開発事業」と書いて「法定

再開発をやりますよ」ということが一人歩きしなければ良いなと思っている次第です。

それから、「魅力ある商業地形成」で、「三浦海岸駅、三崎口駅周辺では、駅前広場や観光拠点等の整備」と書いてありますが、「うらり」も明記したほうが良いのではないかと思った次第です。

また、「冊子イメージ案」で、1つだけ少し気になっているところがあります。75 ページにバスルートが非常に分かり易く書いてあるのですが、「②三崎口駅と三崎下町を結ぶサブルート（新規）」とありますが、これは具体的にどんなイメージなのでしょう。 「事例写真PTPS」と書いてあるので、三崎口駅で京急が止まって、その代替としてBRT的なものを入れようと思っているのだとか、新規と書いてあるので、鉄道の代替として理解されるものなのかどうか、これは議論が発生するような路線でもあると思うので、「②三崎口駅と三崎下町を結ぶサブルート（新規）」の位置づけについて、ご質問させていただければと思います。

【議長】

幾つかありましたが、いかがでしょうか。

【事務局】

それでは、順次事務局の考えをお話していきたいと思います。

まず、「駅前広場」については、公共施設という位置づけの中で、現在整理をしているところですが、交通結節拠点という機能を十分に持ち合わせなければならないといった目的がございます。ですので、表現の仕方としては、現在の公共施設という括りの中で、具体的な方法の見直しも含めて再検討していきたいと思います。

それから、「風水害対策」については、「風水害対策」のところだけ、市街地の形成を促進するという記載があったりするというところがございますが、こちらの防災の記載につきましては、地域防災計画との整合を図るために、地域防災計画からプランを起こしたのが、このようなものとなっております。ですので、ご指摘があったように密集市街地においては、こういった概念はないのかというようなことを含めて、改めて確認をさせていただきたいと思います。必要に応じて、係る対策の部分に、くまなく必要性が記載できるような方向で、検討をしていきたいと考えております。

それから、「三浦海岸駅、三崎口駅周辺では、駅前広場や観光拠点等の整備」という記載内容については、ここだけではなく、三崎下町の「うらり」周辺における拠点づくりも事実行っているところがございますので、このファクターの中に記載する方向で検討していきたいと思います。

最後に、「冊子イメージ案」についてご意見のありました、「②三崎口駅と三崎下町を結ぶサブルート（新規）」でございます。今、お手元に配布されている現在の三浦市都市計画マスタープランをご覧いただきたいのですが、こちらの60ページに、現在においても「新規ルート」という形の記載をしているところがございます。こちらは、都市計画道路西海岸線の建設を見越しまして、この新規整備に伴って、骨格ルートを補完する機能のほか、観光回遊ルートとしての機能を併せ持つことから、道路整備に合わせて新規路線の開設に向けて、調整を進めていきたいという目的のあるものでございます。ですので、今回の見直しで初めて新規で設定されているものではなく、従前の計画から再掲しているという位置づけになっているものでございます。

【大沢委員】

了解しました。この「新規」を今回出てきたものと誤解しました。

【事務局】

こちらの記載の仕方は、表現を工夫していきたいと思えます。

【大沢委員】

事例写真にPTPSが出てきています。PTPSを否定している訳ではないですし、もし、警察等と調整済であれば導入すれば良いのですが、導入できるかどうかというのが、心配に思えます。単純に、分かり易く言うと、バスが来た時に、赤だった信号が青に変わるというようなシステムを入れます、次世代的なバスを入れますということになるので、本来ですとそれを目指すべきだと思うのですが、そもそも、それが出来る道路空間があるかという課題もあるかと思えます。「②三崎口駅と三崎下町を結ぶサブルート（新規）」の道路幅員等が分からないので、何とも言いづらいのですが、ここが本当にPTPSが良いかどうかは、もう一度検討した方が良いのかなと思っている次第です。

【事務局】

バス交通の具体策という部分が、まだ整理できていない状態にも関わらず、具体的な方向を示す事例写真を用意しているように見えてしまっている部分がございますので、そういった誤解を生まないよう、実際に進める方向性と、それをイメージさせる写真等を整理していきたいと思えます。

【議長】

他には、いかがでしょうか。

【岬委員】

「駅前広場」のチェックのところに、「課題解決には至っていない状況となっている」とありますが、駅前広場の安全と円滑化についての課題とは、今、どのようなことがあるのでしょうか。

【事務局】

現状は、一般車両とバスの通行帯がどうしても交錯をするような状況になってしまっています。ですので、簡単にいうと、駅に送迎に来た車とバスが入り乱れるような状況が発生するということがあります。あと、雨の時などが特にひどいと思うのですが、駅に送迎にくる車両がどうしても増えてしまい、そこで一般車両が止まるようなスペースが、十分には確保出来ていない状況があると認識しています。そのあたりは、出来れば解決したい課題だと思っておりません。

【岬委員】

具体的には、今ある既存のスペースの中で、上手く分離できる話なのか、更に用地を広げないと出来ない話なのか、どのような解決の方向性を考えられているのでしょうか。

【事務局】

後段の止められるスペースがないという話については、やはり、より多くのスペースが必要なのではないかと考えています。ただ、具体的に空いている土地があるというわけではないので、なかなか対応が難しいというか、現実として解決に至らないのは、そういった現状があるからかなと思っております。

円滑化の部分についても、まだ検討は進められていないのですけれども、恐らく解決できるようなスペースがあるのであれば、もう一般車両とバスの分離とかというのは、もう進んでいることだと思いますので、そちらについても、やはりスペース的な問題が大きいのかなと、これは、感覚の話で申し訳ないのですけれども、思っているところでございます。

【岬委員】

いずれにしても、なかなか抜本的な解決は、今すぐには、難しいという受け止め方ということですね。

【事務局】

その中で、三崎口駅については、駅周辺も含めた活性化、玄関口としての整理が必要なのではないかとのお話もいただいておりますので、駅前の再開発

といったような事業で、一体的に出来れば望ましいのかなとイメージとしては持っています。

【草間委員】

京急の三浦海岸駅、三崎口駅は、一般車両が入れるけれども、基本的に、他の駅はほとんど入れない状況が多い。多分、駅は一般車両が入れないように作っているのが、今、基本だと思っているので、解決するには周りの道路整備を要望する等しないと。鉄道会社が途中まで確保して一般車両も入るような状況にすることを要望しても、なかなか厳しいと思います。今後、周りの道路の整備をして上手く乗り降り出来るような、そういう検討していかなければ、鉄道会社は、やらないと思うのですけれども、その辺は、どう考えているのですか。

【事務局】

駅前広場の再構築という部分で、先程説明したように、交通の分離、それから一般車両の滞留場所、駐車場所のスペースの拡張等が、ニーズとしてはある中で、具体的に、その分離が本当に必要で、どこまで滞留スペースを確保すれば、求められている数字に達するののかという検討は、まだ出来ておらず、今後、鉄道事業者と調整を進めていくという状況にあると考えております。草間委員からもご指摘があったように、駅前広場そのものの性格という部分で、一般車両を入れない形式をとれる駅か、周辺の道路開発が進んでいるかという部分は、新しい視点と考えております。今、現実的に、例えば、三崎口駅周辺を考えた時に、あそこに一般車両を入れないというと、目の前の国道 134 号に、送迎に来る車が違法駐車するというような状況が明らかに見えると思いますので、そういった事を防止するために、代替の滞留場所が、駅前広場の外側にできたりすれば、駅の中に侵入防止するというようなことも、具体的に可能になっていくと思いますので、駅前広場そのものを、どういったレイアウトにしていくのかという視点も含めて、今後検討に取り組んでいくという状態であることを、ご理解いただいた上で、今日のご意見は参考にさせていただきたいと思います。

【草間委員】

「バス交通」に、渋滞緩和に向けた利便性の向上の面で、バスベイの設置がありますが、これは基本的に事業としては、どこが管轄するのですか。用地の買収もしなければならぬ等、確かにバスベイが設置されれば渋滞緩和に繋がるのですけれども、その設置する負担というのは、市がするのか、県でやっていただけるのか、公共交通の関連の会社がやるのか、その辺の部分というのは、どのような感じなのでしょうか。

【事務局】

現状でいいますと、ここで言っているバスベいの必要な路線というのは、全て県横須賀土木事務所の管理している路線でございます。その道路施設の改良に合わせて基本的には改良をしていただくということをお願いしていて、必要に応じて既に整備が完了しているところもございます。ですので、そういったところに関しては、バスベいの設置に伴って必要な用地取得があれば、そこからお願いをしているという状況でございます。三浦市の立場といたしましては、要望しつつ、必要な用地の交渉ですとか、地元への調整ですとかそういったところに協力させていただきながら、実質は、県にお願いをせざるを得ないというような状況になっております。

【草間委員】

まあ、それなら県に要望していただいて、バスベいを作っただけなら渋滞緩和につながると思いますので、そこら辺の検討はお願いというか、順次進めていただきたいと思います。

それと「都市防災の方針」の部分ですけど、ここに地震・津波対策や風水害対策などが書いてあるけど、これも前に言ったんですけど、高潮の被害というのが、書かれていないような気がします。どこかにあるのでしょうか。市の防災計画も新しく出来て、まだ全部は見る事ができていないのですが、高潮というのが最近の被害の中でもあるので、その辺りは、これらの中に含まれるのか、その辺りはどのように考えているのでしょうか。

【事務局】

高潮につきましても備えるべき事象と考えています。現在のところ、「風水害対策」のところで高潮の浸水被害の状況を記載しております。具体的に、こちらに対する対応策が、プランの中にないというところがございますが、先ほどお話ししたとおり、今ベースになっているのが地域防災計画の記載になりますので、高潮浸水被害対策にどう取り組んでいくのかは、新たな課題であると、皆様が言われるように認識しているところです。現状、県から聞いているお話しとして、高潮については平成27年に水防法が改正されまして、これまで浸水想定をせねばならない事象というのは洪水だけでしたが、それに続いて、この高潮と内水、下水ですね、そういった浸水想定をしていくことの必要性というものが水防法の改正で示されています。今現在、東京湾側の高潮の浸水想定について検討を進めていると聞いておりまして、順次、三浦半島の剣崎から西側の部分に関しても高潮浸水想定にかかる検討を進めると聞いておりますので、そうした想定図が公表されれば、当然それにまつわるハザードマップとい

うものは、市の役割として作成していくことが求められてくると思いますので、検討状況を確認しつつ、防災部局と調整して、必要に応じて、そちらの方向性が示せるものであれば、この中に取り組んでいく方向で進めていきたいと考えております。

【草間委員】

わかりました。もう1点、県道215号の幹線道路ですが、これまで部分的に江奈湾の改修工事の要望で、今回は宮川から城ヶ島線までを入れていただいたのですが、この県道215号については、まだ歩道が全線つながっていない。新しくバイパスを作ったところは歩道が出来ていますが、所々、高抜のところ等も歩道が整備されていない部分があるので、そこら辺の要望は、今後やっぱりやっていかなければ、やはりそういった安全面、子ども達の通学路もありますので、そういった様々な問題もあるし、そういった部分でそういったものをどこかに謳っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

改訂案に、県道215号については、特にという書き出しの中で「宮川橋付近から都市計画道路城ヶ島線までの危険箇所（早期改良が求められている箇所）において、早期の整備に向けた検討や調整を進めます」と書いているところですが、このみならずというご指摘だと思います。具体的には、この区間に限って要望活動をしているという状況でございますが、当然のことながら、この路線下において、このような実態がある部分に関して、順次要望をしていかなければいけないということになると思いますので、そういった部分を網羅的に表現するように検討していきたいと思います。

【草間委員】

国道134号、県道26号については、そういった明記があるのですが、県道215号についても同じような状況なので、それをもうちょっと足していただきたいと思いますのでお願いします。

【事務局】

「主要幹線道路の既存区間及び幹線道路」について、草間委員から、そこに記載のプランの中の上から2番目の部分についてお話しをいただいていたと思います。「宮川橋付近から都市計画道路城ヶ島線までの危険箇所」以外の部分については分かりにくかったと思いますが、もう1つ下に「上記危険箇所を除く県道215号（上宮田金田三崎港）、県道214号（武上宮田）及び県道216号（油壺）については、幅員狭小で歩道が無い又は狭いなど交通安全上危険な箇所に

係る調査等を行い、必要に応じて」と書かせていただいております。基本的には1番上の国道134号、県道26号の項目と同じような内容は、ここに書かれていると思っていますので、ご理解いただければと思います。

【委員長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【鈴木（清）委員】

1点よろしいでしょうか。先程、三崎公園周辺のエリアのことが触れられたと思いますが、その関係者となると、漁協や東部漁港事務所が絡む話だと思います。具体的に、今まで、市として、行政として、どのような話し合いがなされたか、その経緯などをお聞かせいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【事務局】

地域の関係者や地元の方々には、これから具体的なお話をしていく段階になると考えておまして、現在は、道路管理者である神奈川県横須賀土木事務所、それから市の関係課で、土木課、都市計画課、水産課、それから主体となっている観光商工課、そういった関係者が、具体的に、今の広場においてどのような改築が望ましいか、それが交通管理者である警察の方々の了解をもらえるような横断歩道の形や配置、そういった具体的な改良、方策について検討しているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

【鈴木（清）委員】

具体的な動きというのはまだまだで、初期段階という認識で宜しいでしょうか。

【事務局】

はい。検討段階というところです。

【鈴木（清）委員】

話が進んでいけば、もちろん自然と私も関わってくる事案だと思っておりましたが、伺わせていただきました。ありがとうございます。

それから、先程、防災で草間委員の方からお話いただきましたが、今までも私自身、県に対して新しい護岸工事をする場合、今まで以上に嵩上げをお願いし、やった部分に関しては、船を岸壁に横付けしても多少の高波が来てもクリアできる状況です。先程言われたように、三崎漁港は、特定第三種漁港になり

ますから、東部漁港事務所が絡んでそれなりの対処、内容になっていますが、市営漁港が困っています。三浦市では、その点についても出来ることであれば今まで以上の力添えをしていただければと、私から、その点につきましては、お願いいたします。今年の台風第21号を含めて、大分難儀しています。高潮によって松輪地区においては、陸の孤島になるような状況も生まれています。金田地区においての高潮により県道が遮断され、江奈湾も同じことで、道路も車が通過できないような状況も生まれておりますので、私は今、市の水産課と一緒に要望書を提出し、それを防ぐための消波ブロック等の要望を毎年のようにやったりしていますので、そういうことも含めて、力添え願えればと、このように感じております。

【委員長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【渡邊委員】

「交流活性化」についてですが、1つは、1番下の新規に入っている「周遊観光の促進」のところで、小項目が「交流のネットワーク形成」になっていて、プランでも同じような内容が書かれていますが、具体的にどういうことをやるのか分からない。もちろん、ネットワークの形成というのは分かるのですが、周遊するのを、例えば徒歩を対象としているのか、交通手段を対象としているのか、その辺がちょっと良く分からないので、同じことの繰り返しになっていると思えるので、少し具体的な部分で、両面を入れて表現するのか含めて、その辺を検討したら良いと思います。

あと、「駐車場」の関係ですが、これは「来訪者が利用しやすい駐車場の整備」というのは分かりますが、現状としてある公の駐車場自体が、城ヶ島についてはワンデーパスみたいなのが出来て、ある程度お客さんにとっては有効に利用されていますが、例えば、油壺とか三浦海岸については、全然連携していない。都市に行くと「ここは満車です」みたいな表現がされているところがありますけど、そういうシステムを含めた検討をするのか、駐車場のエリアを整備するというのか、その辺を少し含めて、前段で言ったようなシステムの方法も含め、関係機関と調整するといった内容の方が良いと個人的には思います。

【事務局】

今の渡邊委員からご指摘のありました「交流のネットワーク形成」に係る「周遊観光の促進」と「駐車場」ですが、ご指摘のあったように、現在プランをどう設定していくかというものも、庁内の関係課と具体策の検討を進めているところでございます。今までご指摘のあったように、確かに「周遊観光の促進」

は、チェックとプランはイコールになっている形で、新たなものは何も見えないものとなっていますので、例えば、レンタサイクルのことが散策ルートに書かれています。レンタサイクルの事業の拡大ですとか、そういったことで新たなスポットなどを結びつけて「周遊観光の促進」につなげていくとか、「駐車場」におきましても、今駐車場だけでやるのか、ネットワーク化してやるのかというようなこともございましたけど、そういった必要性に関しても、現在方策を検討しているところがございますので、そこは時間を少しいただいた上で、今まで以上に設定が出来るような形で取り組んでいきたいと思っております。

【草間委員】

「関東ふれあいの道」というのは、どこからどこまでか。

【事務局】

現行の都市計画マスタープランの72ページをご覧ください。この点々で表現された矢印のオレンジのものが「関東ふれあいの道」を表現しています。市内の関係ですと、全部で3つありまして、右側の金田から松輪・毘沙門を通り宮川までのルートが「三浦・岩礁のみち」で、その左、三崎下町から油壺にかけてが「油壺・入江のみち」で、上に行っていただいて、初声の和田の「荒崎・潮騒のみち」の、この3つの散策路の設定がございます。

【草間委員】

チェックに、「現在は復旧しており」と書いてありますが、全部つながっていないのではないのでしょうか。

【事務局】

「復旧しており」と書いた部分は「三浦・岩礁のみち」の一部、盗人狩りのところで、高潮の影響で散策路が一部通れなくなった状況が一時期ございました。その部分が、今は、復旧されているということで、チェックの欄に書かせていただいているところがございます。

【草間委員】

松輪のあたりは、通れないところもあるのではないかと確認したほうが良いと思います。高潮とかで歩けないところがいっぱいある。

【事務局】

我々が聞いていたのは、盗人狩りのところで、ちょっとした入江を渡らなければいけないところに小さい橋がありまして、そこが破損した影響で通行止め

にしていたというのを聞いておりました、現在そこは県の方で修繕をされたという情報をもって、健全に戻ったのかなというところで理解して説明していたのですが、ご指摘のとおり、他の部分で、やはり同様に、高潮の影響があつて壊れている、渡れないところ、歩けないところがあるという事実は確認できておりませんので、そこは戻って確認したいと思います。

【鈴木（清）委員】

金田地区から剣崎灯台の南側、何箇所かで大分危険な箇所があります。なかなか普段は行かないところですが、どうしても行かざるを得ない状況のときに「ここがこんなになっている」というような、ちょっと素人の人では無理じゃないかなという箇所もありました。

【事務局】

分かりました。事実が確認出来ていないので、そこは持ち帰って確認したいと思います。

【委員長】

かなり時間が来ていますが、私の方からも少しだけ。

大体論点は出尽くしているところと思うのですが、一つ気になるのは「土地利用の方針」の「低未利用地の利活用」ですが、低未利用地を幾つかは把握されているということですが、今後もどんどん増えてくる可能性のある中で、少し方針として「無秩序な土地利用転換による都市環境の悪化防止に努める」というのは分かるのですが、そのことだけに気をつけると、全然土地が動かない、街がどんどん衰退していくといった例もあるので、むしろ、暫定的な利用とか、戦略的な、実験的な利用みたいなものもやっていくことが大事なのではないかと思います。それによって、将来的には、秩序ある土地利用が見えてくるということもあるので。ポジティブに低未利用地を使ったりするというか、実際、この旧三崎中学校を暫定利用しているのですが、暫定利用という表現はポジティブでないとする、戦略的な活用とか、実験的な活用とか、何でも良いのですが、そういうのを少し入れたほうが良いのではないかとこのころがあります。

あと「景観形成」のところは、多分、景観計画から来ていると思うのですが、ここでは「昭和の風情がある建物」に保全したりするものが限定されているというか、もうちょっと何か三浦の都市の記憶を伝える建物が、必ずしも三崎下町の昭和風情のある建物だけじゃなくても、今後、色々な案件として出てくるでしょうし、例えば、自然の中の別荘みたいのがあったりとか、モダンな建物とかでも大事なものが出てくる気がする、あまり昭和風情な建物だけに限

定せず、「昭和風情のある建築物をはじめとする町の記憶を伝えるような建築物について、積極的に保全や修景を図っていく」というようなことを謳われた方が良いのではないかという気がします。それが、今回のマスタープランの「三浦らしさ」とか「三浦ならではの」の物語みたいなものを伝えていくものだと思いますので、ちょっと強調したいと思います。

ついでに、その下にあります景観資源である「空」というのは、言わんとしていることは分からなくもないのですが、こういうので、景観計画では謳っているのでしょうか。ちょっと不思議だなと。「空」が資源だと言われると、どこでもそうじゃないかと思ってしまうので。表現の問題ですね。

あとは、「5 都市の活性化の方針」の三崎下町のところで、現状分析で「三崎下町商店街において、新しい店舗の進出が増えており」とあり、方針としては、「楽しく歩ける商店街づくりを進めます」とあります。ここで、「楽しく歩ける商店街づくり」が何を指しているのか、ちょっと曖昧で、何となくこれを見ると、街路整備とか、街路灯とか見えますけど、大事なものは、新しい店舗の進出というものを促進することですね。具体的には、リノベーションとか、空き家対策も関係してきますが、三崎下町は、まさに昭和風情がある建物を、新しい用途にコンバージョンしていくとか、リノベーションしていくとか、そういうことを促進するということが謳った方が良いのではないのでしょうか。それがあって初めて歩いて楽しいと思いますので。

状況として増えていると傍観しているのではなくて、都市計画としても積極的に、空き家の補助とか、本当は、歴史的な建造物の話とセットにして保全や修景だけでなく、活用というところに踏み込んで進めていくと、三崎下町で、本当生き生きとしてきて、若い人たちが、お店を開いたり、バーを開いたりみたいなことが出てくるのではないかと思います。

結構大切じゃないかと思いますので、もうちょっと具体的に書いてほしいというか、歴史的な建物のコンバージョン、リノベーションを通じて、楽しく歩ける商店街を作っていくだとか、そういうところで踏み込んだ方が、「資産を活かしたまちづくり」というところで効いてくるのではないかと思います。

まあ、ちょっと細かい点が多かったかもしれませんが、その辺りですね、今まで論点になかったので、何か問題があれば、是非教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

いずれも、三浦らしさを強調できる非常に良い表現であると理解しておりますので、低・未利用地における暫定的、あるいは戦略的な、実験の場としての活用であったり、景観の部分でも昭和風情のみならずという視点であったり、下町の部分に関しては、新しく店舗を開いていただくとか、そういった視点を

強調できるような、具体的な方策について、しっかりと取り組めるように検討を進めていきたいと思えます。

【渡邊委員】

施設の名称の話ですが、例えば「県立ふれあいの村」というのは、今名称が（「三浦YMC Aグローバル・エコ・ヴィレッジ」へと）変わっています。ただ、出典の関係があるので、その辺は、変えるのか、変えないのか、事務局はどう考えているのでしょうか。例えば、54 ページの中に、色々施設の細かい事例が書いてあります。その中に「城ヶ島漁村センター」と書いてありますが、今は、「城ヶ島区民センター」になっています。出典の資料の中では、多分「城ヶ島漁村センター」になっていると思うので、それを変える必要があるのか、そのままいくのかというのは、どういう考えなのでしょうか。

【事務局】

基本的には、改訂後に見ていただく方が、分かり易いようにしていくことが必要だと思いますので、そういった視点からいうと、改めた方が良いと考えています。そのため、出典に注意書きとして、「施設名については最新にしています」だとか、そういったことを付け加えることによって、名称を改めて表現しても、特に差し支えないのではと思っています。

【渡邊委員】

最終段階では、最新の名称にするということですか。

【事務局】

はい。最終版の名称に改めた方が宜しいかと思っています。

【岬委員】

「居住環境形成」のプランの一番下に、市営住宅のことが載ってしまして「解体を含め、今後のあり方について検討」という表現になっています。「解体を含め」は、既に他の計画で使われている表現を、そのまま使っているのであれば良いのですが、この計画で初めて「解体」という言葉が入っているとすると、かなり刺激的な表現だと思います。まだお住まいの方がいらっしゃるのでしょうか。まだ空き家になっていないのであれば、かなり刺激的な表現と感じました。上位計画や別の計画で使っているものを、そのまま使っているのであれば良いのですが、もしそうでなければ、オブラードに包んだ言い方にした方が良いと思います。それから、この項目は居住環境形成というところにある内容なので、書き方を「老朽化して居住環境が劣悪になっているので、それを改善す

る必要がある」というような観点で書いた方が、より自然であると感じましたので、意見として述べさせていただきます。

【委員長】

かなり多岐にわたる論点というか、今日、かなり具体的な議論をしていただいた訳ですけど、大丈夫でしょうか。

【鈴木（明）委員】

先程、防災計画で話題があったのですが、チェックの中で、県の東部漁港事務所が、色々と防災計画については、漁港防災で報告書を出しています。特に津波に対してですね。この辺の読み込みというか、整合性が取れているか気になります。それから、高潮対策についても、特定第三種漁港のエリアについては、東部漁港事務所で、防災工事をする話もあるようですので、一度、東部漁港事務所とも最新の情報を入れていただいた方が良いような気がします。

また、三崎下町のバス停の漁港側の船が置いてあるところ、あそこについても東部漁港事務所が、放置艇の所有者の意向等を確認して、何とか再整備の方向を検討しているというような話も出ています。そうすると、あそこのボードウォークが連続してくる、そういう話にもなってくると思いますので、東部漁港事務所さんの情報をもう少し入れた方が良い気がします。

【事務局】

分かりました。

【鈴木（清）委員】

そうでないと全然多分進まないと思うし、そのような話しが上手くかみ合っていかなければ形にならないと、私もそのように思います。連係プレイと言いますか、東部漁港事務所だけが先に進んで、アンバランス的な形にならないように。寂しい話をさせていただくような形になってしまうんですけど、大分組合員も減少していく中で、そここのところは、狭いエリアの中で譲り合う、そういった方向性も今後は必要ではないかと、私自身、個人としても、そう考えざるを得ない状況になっているというような気もいたしますので、こここのところは連係プレイを取り、より一層、三浦というか、三崎下町周辺活性化に結び付けていく話ではないかと、このように感じております。

【事務局】

今、プランに記載したのは、基本的に、市の地域防災計画の内容を記載させていただいたところですので、ご提案があったように、東部漁港事務所で進め

ております事業であったり、先進的な高潮対策であったり、そのような取組が現行行われているか否かを含めて、この都市計画マスタープランの中に、どうマッチするのかというところについて、しっかり聞き取り調査していきたいと思えます。

【委員長】

他にご存じますか。ないようでご存じますので、以上をもちまして、本日の議案は終了させていただきたいと思えます。

では、進行を事務局へお返しします。

【事務局】

ありがとうございました。本日、私共からお示しさせていただいた特に第3章のアクション、プランのところでご存じますが、これまで説明したとおり、庁内でもまだ関係課と調整を進めている最中でご存じます。ですので、そういったお話の進展、それから今日いただきました意見を踏まえて、また具体的な内容に改めてリニューアルしたものを次回以降にお示ししていきたいと思えますので、宜しくお願ひいたします。

本日は、これで以上となります。各委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございました。引き続き事務局のほうから事務連絡がございますので、よろしくお願ひいたします。

- ・ 事務局より、①次回の小委員会の日程は、10月頃を予定しており、後日改めて調整させていただくこと、②「三浦市都市計画マスタープラン」、「三浦市みどりの基本計画」は事務局にて管理することの事務連絡を行った後、閉会を宣言し、本審議会を終了しました。